

町民、町長、職員の役割、責務等のたたき台（修正）

町民、町長、職員の役割、責務等

1. 町民

（町民の権利）

町政に関する

- 1 町民は、~~議会及び行政の保有する情報~~について知る権利を有します。
- 2 町民は、町政に参加する権利を有します。
- 3 町民は、行政サービスを受ける権利を有します。

責務

（町民の役割と基本姿勢）

地域活動

- 1 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、積極的に~~まちづくり~~に参加するよう努めます。

まちづくりに参加するにあたっては、

- 2 町民は、~~まちづくりの活動に関して~~、自らの発言や行動に責任を持つとともに、お互いを尊重し、協力しあうよう努めます。

応分の負担を負うものとします。

- 3 町民は、行政サービスを受けるために、~~必要な負担を分担するものとします。~~

（事業者の責務）

事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めます。（追加）

【解説・考え方】

（町民の権利）

町民が有する権利について規定しています。 町政

- 1 情報共有の原則に基づくものであり、町民が~~まちづくり~~に参加するための前提となる「知る権利」を保障し、議会や行政が保有する情報の提供を受けたり、情報を請求できる権利を有することを規定しています。 (削除)
- 2 参加の原則に基づくものであり、町民が~~町の~~政策立案、執行、評価等の各段階において参加することができる権利を有することを規定しています。 概括的に規定しています。
- 3 町民が行政サービスを受けることができる権利を有することを規定しています。

~~なお、行政サービスを受ける権利は、地方自治法第10条第2項で、当該市町村の区域内に住所を有する者すなわち住民が等しく有する権利として規定されていますが、本条例では「町民」に町外からの通勤者や通学者等を含めています。このため、すべての町民がすべてのサービスを等しく受けられるものではありません。（「なお」以降削除）~~

責務

（町民の役割と基本姿勢）

の権利と対になる責務について規定しています。

町民に対して、権利に伴う役割・基本姿勢を明らかにしています。

責務

町民が権利を主張するだけでなく、その役割・基本姿勢を果たすことでまちづくりは進みます。

町民は、町民自身がまちづくりの主体であることを認識し、自ら考え行動し、積極的にまちづく

りに参加すること、~~まちづくりの活動に関する~~自らの発言や行動には責任を持つとともに、お互いを尊重し、協力することを規定しています。

行政サービスを受けるためには、各町民

また、町民は行政サービスを受ける権利を有する一方、~~そのサービス提供に伴い、負担を分かち~~
が、それぞれの状況にみあった、応分の負担を負う責任があることを規定しています。
~~合うことを規定しています。~~

(事業者の責務)

この条例において、事業者とは、美幌町内において、営利、非営利を問わず、一定の目的を持って活動を行う団体をいいます。

公共の領域において、今後民間の果たす役割は一層重要になります。このため、事業者が地域社会の一員として社会的責任を有することを認識するとともに、暮らしやすい地域社会の形成に貢献するよう努めることを規定しています。(追加)

【町民会議では】

まちづくりにおいては、情報共有、町民参加が大きな柱であり、これらを権利として規定することは町民会議委員の大方の意見でした。一方で、まちづくりは町民が主体であり、地域活動等への参加、応分の負担を負う等の責任があることを認識してもらう必要がある、などの意見が出されました。

町民が権利に対して果たすべき事項が「役割」なのか「責務」なのか「義務」なのか議論がありました。「権利」と対になるのは文言的には「義務」ですが、まちづくりへの参加を「義務」として町民に強制することは適切ではなく、町民の主体性を尊重するとともに、まちづくりの観点から、町民・議会・行政三者の果たす責任を等しく「責務」としました。

また、事業者については、本条例では「町民」の中に含めていることから、敢えて特出しでその責務を規定するかどうかについて議論がありましたが、事業者も地域社会の一員であり、地域社会への貢献に努めてほしい、という想いから規定すべきとの結論になりました。

~~まちづくりにおいては、情報共有、町民参加が大きな柱であり、これらを権利として規定することは町民会議委員の大方の意見でした。一方で、まちづくりにおいては、町民は権利だけ主張するのではなく、自らできることを果たしていくことが求められます。それをいかに理解してもらうか、そしてそのことを「役割」とするのか「責務」とするのか、あるいは別の表現とするのかは、さらに議論が必要です。~~

~~また、事業者について、別途規定してはどうかという意見が出される一方、「町民」の範疇に含まれており、敢えて別途規定する必要性はないという意見もあり、これもさらに議論が必要です。~~

2. 行政関係

(1) 行政

(行政の責務)

- 1 行政は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務、法令等に基づく事務を、誠実に管理執行しなければなりません。
- ~~2 行政は、町民の信託に基づく町政を効果的で効率的に執行しなければなりません。(削除)~~
- 2
- ~~3 行政は、町民の意思を反映したまちづくりを行うため、情報の共有と町民参加を進め、連携協~~
~~事務及び事業を~~
~~力して事務を執行しなければなりません。~~
- 3 行政は、事務及び事業を効果的かつ効率的に執行しなければなりません。(追加)

【解説・考え方】

行政の責務について規定しています。

行政は、地方自治法第96条第1項に規定する議会の議決に基づく事務や、法令等に基づく事務
(削除)

(法律、政省令、条例、規則、規程等に基づく事務)を誠実に管理執行するとともに、~~町民の信託~~
~~に基づく町政を最小の経費で最大の効果をあげるよう執行しなければならないことを規定していま~~
~~す。~~

また、行政は町民の意思をまちづくりに反映させるため、情報共有と町民参加を進めるとともに、
~~事務及び事業を執行すること、さらに事務及び事業を効果的かつ効率的に執行~~
~~町民と連携協力して事務を執行することを規定しています。~~
することを規定しています。

(2) 町長

(町長の責務)

負託

- 1 町長は、この条例の基本原則及び制度を遵守し、基本理念を実現するために町民の信託に応え、
~~行政運営を行わなければなりません。~~
公正かつ誠実に行政を執行しなければなりません。
町民の意向や地域の政策課題
- 2 町長は、職員を適切に指揮監督し、~~行政の課題~~に的確に対応できる知識と能力を持った人材の
育成を図り、効率的な組織体制を整備しなければなりません。
- 3 町長は、行政運営に当たっては、常に経営感覚を持ち、健全な自治体経営を推進しなければ
なりません。

(就任時の宣誓)

- 1 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本
国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実
に職務を執行することを宣誓しなければなりません。
- ~~2 前項の規定は、副町長及び教育長の就任について準用します。(削除)~~

【解説・考え方】

町長の責務及び就任時の宣誓について規定しています。

(町長の責務)

負託

- 1 町長は、この条例の基本原則及び制度を遵守し、基本理念を実現するために町民の信託に応え、
公正で誠実に行政を執行することを規定しています。
町民の意向や地域の政策課題
- 2 町長は、職員を適切に指揮監督し、職員の研修体制の充実などにより~~行政の課題~~に的確に対
応できる職員を育成するなど、効率的な組織体制整備を図ることを規定しています。

- 3 町長は、限られた財源をどう有効に使うのか、いかに少ない費用で多くの効果をあげるのか、などコスト意識に根ざした確かな経営感覚を持ち、健全な自治体経営を推進することを規定しています。

(就任時の宣誓)

この条例をまちづくりの基本ルールとして将来にわたり機能させ、町民からの信託に則した町政運営を担保させるため、町長が就任の際、宣誓することを規定しています。町長は宣誓することにより、町民の信託を受けた自らの地位の重さを認識するとともに、町民にとっても町長が何を基本(理念)として自らの仕事を進めるのかを再認識することを目的としています。

(3) 職員

(職員の責務)

- 1 職員は、町民が主権者であることを認識し、町民の視点に立ち、公正で適正に職務を遂行し、
を構築し
町民との信頼関係の構築に努めなければなりません。
- 2 職員は、町民の意向や政策課題に的確に対応するため、政策能力の向上に努めなければなりません。
を図ら
するとともに、積極的に町民と連携して職務を遂行しな
- 3 職員は、互いに横断的な連携を密にし、行政運営における各分野の基礎知識の習得に努めなければなりません。
ればなりません。

【解説・考え方】

行政職員の責務について規定しています。

- 1 職員は、町民が主権者であることを認識し、町民の視点に立って、職務を公正かつ適正に遂行し、町民との信頼関係を構築するよう努めることを規定しています。
- 2 職員は、町民の意向を把握するとともに、政策課題を発見しそれに対処するため、政策能力の
を図る
向上に努めることを規定しています。
- 3 職員は担当する職務の分野に限らず、広い視野に立ち、職務を遂行することが必要です。
、職員は互いに連携を取るとともに、積極的に町民とも連携して職務を遂行すること
このため職員に、他分野の職員との連携を図るとともに、自らも各分野の基礎知識の習得に努めることを規定しています。

【町民会議では】

行政については、まちづくりの基本である情報共有と町民参加の推進、効果的・効率的に事務を執行すること、などについて意見が出されました。

町長については、町民から信託を受けたことに対し責任を誠実に果たすこと、職員を適正に指揮監督すること、自らの公約の実現に努めること、などの意見も出されました。

宣誓について、誰が行うのかも議論になりましたが、町長は選挙を通じて町民からの信託を受けた非常に重要な存在であり、町長のみで良いのではないかと、という結論に至りました。

職員については、自己研鑽に努めること、町民との協働や連携を図ること、即ち町民、現場からの声を聞いてそれを活かして職務を遂行することの重要性などについての意見が出されました。

~~行政については、まちづくりの基本である情報共有と町民参加の推進、効果的・効率的な事務の執行、などについて意見が出されました。~~

~~町長については、町民から信託を受けたことに対し責任を誠実に果たすこと、職員を適正に指揮監督すること、自らの公約の実現に努めること、などの意見も出されました。~~

~~職員については、自己研鑽に努めること、町民との協働や連携を図ること、などについての意見も出されました。~~

